

平成 24 年 4 月 12 日
広報部長

原子力機構の契約及び寄附金に係る報道について

4 月 11 日付け、朝日新聞朝刊に「再就職先に 71 億円発注 寄付集め一部還流」と題した記事が掲載されましたが、原子力機構における契約及び寄附金の考え方については以下のとおりです。

原子力機構の契約は、契約の相手方が法令の規定により明確に特定されるものや、契約に核不拡散上又は核物質防護上の機微情報に該当する事項が含まれる等の場合を除き一般競争入札が原則であり、透明性・公平性を確保しつつ、公正な手続きに努めてきており、また、契約実績をホームページに公表しているところですが、より疑義が持たれないような入札や契約の在り方について、改善方針を 3 月 15 日付でホームページ

(<http://www.jaea.go.jp/02/press2011/p12031501/01.pdf>) に公表したところです。今後とも、更なる契約の透明性・公平性の確保に向けて継続して取組んで参ります。

また、当該記事において報道された寄附金に関しましても、4 月 3 日付けでホームページ (<http://www.jaea.go.jp/02/kaisetsu/ka120403.pdf>) に、寄附金に関する原子力機構の考え方を公表しておりますが、これまでも対価として何等かの利益又は便宜を原子力機構から供与することを条件とするような寄附はお受けしておりません。今後とも、皆様からいただいた寄附金につきましては、この考え方に基づき研究開発や人材育成のために、有効に活用して参ります。